

令和 2 年度

資料 1

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み報告
(進捗状況と実績) 各課まとめ

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 46～48頁		施策の 方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
基本目標 1 男女の人権の尊重と意識づくり	重点課題 (1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進	① 保 け 育 る 園 保 ・ 育 幼 ・ 稚 教 園 育 ・ 幼 学 児 習 園 の ・ 推 進 学 校 に お	保育園・幼稚園・幼兒園・学校における 1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○各園において、男女共同参画および男女平等の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮される環境となるよう、栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、保育教育内容の充実に努めます。	幼児課 保育園・幼稚園・幼兒園
				○小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、子どもの頃からの男女共同参画への理解を深める教育活動を実践します。	学校教育課 小学校・中学校
				○栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、男女共同参画及び男女平等の視点に立った教育活動を実践します。	
		② 家 庭 、 地 域 社 会 に お け る 教 育 、 学 習 の 推 進	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進 1	○保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教材研究や自己研修を行います。	学校教育課 幼児課
				○ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取り組みます。	自治振興課
				○市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。	人権政策課 人権教育課
	重点課題 (2) 性の尊重と健康についての意識の醸成	③ 性 の 尊 重 と 健 康 に つ い て の 意 識 の 醸 成	性の尊重についての理解促進 1	○地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や女性の人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚に努めます。	生涯学習課
				○コミュニティセンターでの社会教育事業において、男女共同参画に関わる講座を実施し、家庭や地域における男女共同参画への意識を高めます。	
			性の尊重についての教育の推進 2	○「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」のもつ意味について、広報等を通じた周知・啓発に努めます。	自治振興課
				○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。	学校教育課
			性差に応じた健康支援の提供 3	○教職員に対しては、性的指向や性同一性障害等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。	
				○男女の異なる健康上の課題に対する健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。	健康増進課
	重点課題 (3) 国際的な取組みとの協調	④ 国 際 的 な 取 組 み と の 協 調	性感染症に関する理解と啓発 4	○健康相談、窓口業務、電話相談等で性差に応じた適切な対応と情報提供を行います。	学校教育課
				○中学校において、性感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。	
				○エイズや性感染症の予防に関する正しい知識について、ポスター等を通じた普及・啓発に努めます。	健康増進課
	重点課題 (4) 多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	⑤ 多 文 化 共 生 の ま ち づ く り を 通 じ た 男 女 共 同 参 画 の 推 進	国際社会における男女共同参画への理解と協調 1	○自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画をテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。	図書館
				○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、国際理解教育を推進します。	学校教育課
				○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備による外国籍市民の社会参加の促進、市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、国際交流事業を推進します。	自治振興課

令和２年度 目標と具体的な取組み	令和２年度 進捗状況と実績
人権・同和教育基準年間計画に基づいて、男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発が図れるよう働きかけます。 各園においては男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発を行います。	男女共同参画及び人権尊重の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境となるよう、栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づいた保育の実践及び保護者への啓発を行いました。
男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し理解を深める学習を行います。	男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し、該当教科において理解を深める学習を行っています。
栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、すべての学校にて男女共同参画及び男女平等の学習を行います。	栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、すべての学校にて男女共同参画及び男女平等の学習を行っています。
・教職員に対しては、男女共同参画に関する研修機会等については、周知をすすめ、積極的に研修に参加するように指導します。（学校教育課） ・各園において男女共同参画に関する職員研修を実施し、職員の意識向上につなげます。（幼児課）	・教職員に対して男女共同参画に関する研修機会等についての周知をすすめ、積極的に研修に参加するように指導しました。（学校教育課） ・各園における人権・同和職員研修の中で男女共同参画への理解を深める研修を実施しました。（幼児課）
子育て期の女性を対象にしたセミナーの実施や情報誌の作成などライフステージに応じた啓発を行います。 男女共同参画週間などに合わせ、広報やホームページを通じて啓発を行います。	子育て期の女性を対象にしたセミナー実現に向けて、関係者との打ちあわせを実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止。子育てや女性活躍に関する情報誌を作成中。また、男女共同参画週間などに合わせ、広報やホームページを通じて啓発を行いました。
・誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見を払拭するため、人権啓発事業（じんけんセミナー、人権文化事業）を開催し、人権意識の高揚に努めます。（人権政策課）	コロナ禍の影響により各種セミナーや事業が中止になったことから、代替え事業として、新たに、市関係施設において啓発用品とともにリーフレットを設置・配布するなどした啓発を実施しました。また、人権啓発紙「りっとうじんけん便り」を作成し、市のホームページへの掲載や広報とともに各戸配布しました。（人権政策課）
・地区別懇談会や人権啓発リーダー講座を開催し、学習の場の提供に努めます。また、人権尊重と部落解放をめざす市民のつどいを開催し、人権意識の高揚に努めます。（人権教育課）	今年度は、コロナ禍のため地区別懇談会を中止としましたが、地域の人権研修として、「ジェンダー」についての出前講座を11月に実施し、20名の参加がありました。また、人権啓発リーダー講座では、「問題の所在はどこか？～L/G/B/T'sの子どもたちの存在が問いかけるもの～」をテーマとした講座を8月に開催し、27名の参加がありました。部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題について学習する中で、女性と男性の固定概念や偏見、社会進出を阻む構造、性的指向による差別やDVなどの暴力による支配があることについて、啓発と教育を進めてまいります。（人権教育課）
男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します。（はつらつ教養大学、平和学習、環境講座、子育て講座、まちづくり講座、知って得する講座等）	新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催できない講座もありましたが、参加者の人数制限や感染症対策を講じながら、男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施しました。講座等（はつらつ教養大学、平和学習、環境講座、子育て講座、まちづくり講座、知って得する講座）を通して、参加者が性別にとらわれることなく交流することにより、男女共同参画への意識を高めることができました。
ホームページなど様々な媒体により周知・啓発に取り組みます。	ホームページ等での周知、啓発を行いました。
性教育年間指導計画に基づき、性の尊重に関する指導を進めます。	男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、各校の年間指導計画に基づき、関連する各教科の学習や特別活動において性に関する指導を進めました。
教職員に対しては、文部科学省の指針に基づき、個別の対応について支援が進められるよう周知を行います。	教職員に対しては、文部科学省の指針に基づき、個別の対応について支援を進めました。
各種事業を通して、男女ともに健康づくりを推進します。 妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談や保健指導等の支援を行います。	各種事業を通して、健康に関する情報提供や各種検診を実施しました。 妊娠届出時に妊婦健診の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談や保健指導等の支援を行いました。
性教育年間指導計画に基づき、性感染症に関する指導を進めます。	男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、各校の年間指導計画に基づき、関連する各教科の学習や特別活動において性に関する指導を進めました。
国、県等より配布される啓発資材を活用し、ポスター等の掲示を行います。	12月の世界エイズデーにあわせて、ポスターを掲示しました。
新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、新着本コーナー、新着図書案内や図書館ホームページ等で周知し、利用の促進を図ります。また、関係各種団体が発行する情報誌、関連事業のポスターの掲示やチラシを配布し市民への啓発を行います。	関連図書を収集し、図書館ホームページや新着図書案内などで紹介するなど、利用の促進を図りました。また、関係各種団体が発行するポスターやチラシを掲示、配布しました。
年間指導計画に基づき、あらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校において国際理解教育を行います。	年間指導計画に基づき、該当教科においてあらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校で国際理解教育を行っています。
栗東国際交流協会と連携し、多文化共生の推進と、男女共同参画を意識した事業と啓発を行います。	栗東国際交流協会と連携し、コロナ対策を講じて日本語教室の開催と、外国語（ポルトガル語）相談窓口の設置体制を整備し、多文化共生を推進しています。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 49～50頁		施策の 方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
基本目標 1 男女の人権の尊重と意識づくり	重点課題（2） 男女間のあらゆる暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス（DV）等に対する支援体制の整備	1 DV防止対策の推進	○DV被害の潜在化を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図ります。	子育て応援課
				○DVに関する学習機会の提供やホームページ等における啓発など、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。	自治振興課
			2 セクハラ防止対策の推進	○就労場におけるセクハラを防止するため、関係機関等のチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。	商工観光労政課（労政担当）
				○セクハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。	自治振興課
			3 DVやセクハラ等被害者への支援	○母子・父子自立支援員の配置によるDV相談を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。	子育て応援課
				○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	健康増進課
				○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるDV、セクハラ等の相談機会を充実します。	人権政策課
				○就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	商工観光労政課（労政担当）
				○研修や調査を通じて県や市内における各種相談における実態の把握を行い、関係機関との連携を図ります。	自治振興課
		② メディアにおける暴力の防止	1 女性の人権を尊重した市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、女性差別等の表現による人権侵害の防止・点検の徹底を推進します。	全課（自治振興課）
				○行政職員に対する、研修機会等を通じた女性差別等の表現による人権侵害の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。	総務課
			2 メディアリテラシーの向上	○「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。	議事課
				○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。	自治振興課
				○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。	図書館

令和２年度 目標と具体的な取組み	令和２年度 進捗状況と実績
D V被害者・相談者の人権擁護と生活の安定を図るため、パンフレット等により相談窓口の周知を図ります。	滋賀県作成のパンフレット「配偶者からの暴力に悩んでいるあなたへ」を課カウンターに設置するとともに、ポスター掲示により啓発を行いました。
パープルリボン運動の周知と啓発をホームページ等の媒体を通じて取組みます。	啓発週間に沿って、各コミュニティセンター窓口に啓発用品を配備し、市民に女性に対する暴力をなくす運動の周知・啓発を行うとともに、パープルリボンの周知を行いました。
関係機関等のセクハラ防止啓発チラシ設置やポスター掲示により、啓発を行います。	関係機関等のセクハラ防止啓発チラシ設置やポスター掲示により、啓発を行いました。
ホームページなど様々な媒体で周知・啓発に取組みます。	様々な媒体を通じて周知・啓発を行いました。
女性相談員を配置し、相談内容の的確な把握と助言、また関係機関との連携を速やかに行います。また、事案内容によっては、必要に応じて被害者の保護を行います。	今年度より女性相談員を配置し、相談者に対する的確な支援を行いました。また、必要に応じて関係機関（者）との連携を図っています。
健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら専門機関へつなぎます。	健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら専門機関へつなぎました。
差別のない人権が尊重される社会の実現を目指し、人権擁護を推進するため、人権擁護委員による人権いろいろ相談を年間１０回開催します。人権擁護の大切さを広めるため、人権擁護委員の活動紹介等周知広報活動を実施します。	コロナ禍の影響により、人権いろいろ相談については、やむを得ず７月からの開催となりました。しかし、各月間・週間の際の相談窓口リーフレットの配布に加えて、人権いろいろ相談が実施できない期間においても、対応が必要な事案につきましては、関係機関と連携し人権擁護に努めました。また、今年度予定していた事業につきましても、止む無く、見送りや変更となり、人権擁護委員活動は限定的なものとなりましたが、地域振興協議会や民生員等が各地域で開催される研修会において、講師として人権擁護委員が参加し、取り組み等について講演するなどし、活動紹介に努めました。
DV等に関する情報があった際には、関係各課や関係機関に速やかに連絡し、専門機関へつなげます。	D V等に関する相談があった際には、関係各課や関係機関と速やかに連携を図れる体制をとっています。
関係機関と連携し、相談窓口の周知に努めます。	きらめきRitto実行委員会と協働で、DV相談窓口を記載した啓発紙を作成し市内回覧を予定しています。また、相談窓口を掲載した啓発用品を各コミュニティセンター窓口に設置しました。
・人権啓発事業の情報提供を行う際には、女性差別の表現による人権侵害の防止・点検を推進します。（人権政策課） ・広報等での情報発信の際には、性差別・人権侵害を想起させる表現を含んだものにならないよう、意識して点検を行います。（保険年金課） ・本課及び各小中学校のホームページの掲載内容について、性差別等の表現がないかという視点からの点検を行います。（学校教育課） ・広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他資料の作成の際に、女性差別等の表現による人権侵害の防止の観点に立った作成、点検の徹底を図ります。（秘書広報課） ・広報やホームページ等において、介護は、女性の役割とを感じる表記やイラストの使用について点検を行います。（長寿福祉課） ・広報・啓発活動において表現内容の点検等で人権侵害の発生防止に努めます。（障がい福祉課） ・パンフレットや啓発チラシ作成において、性別の固定観念や差別的な表現とならないよう点検します。（発達支援課） ・ホームページの掲載及び啓発資料の作成の際、女性差別等の表現による人権侵害の防止の観点から、内容確認を行います。（幼児課） ・庁舎掲示板により啓発します。（自治振興課） ・広報・啓発活動や人権啓発資料作成等を行う際は、性の多様性の観点から内容を確認します。（人権教育課）	・人権啓発に関するチラシや広報・ホームページの記事、および人権啓発紙などを作成したときには、女性差別の表現による人権侵害の防止・点検を実施し確認しました。（人権政策課） ・市広報お知らせ版などの記事掲載（２７件）の際に不適切な表現とならないよう点検を行いました。（保険年金課） ・各小中学校のホームページの更新の際には、性差別的表現がないかを確認しています。（学校教育課） ・広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他資料の作成の際に、女性差別等の表現による人権侵害の防止の観点に立った作成、点検の徹底を図りました。（秘書広報課） ・広報やホームページ等において、介護は女性の役割とを感じる表記やイラストの使用について点検を行っています。（長寿福祉課） ・障がい福祉施策の啓発や、障がい者団体等からの事業のお知らせ記事などを年間を通じて広報に掲載しています。また、窓口で配布する「障がい福祉のてびき」を随時更新し、併せて、ホームページにおいても掲載しています。掲載内容が人権侵害等不適切な表現とならないように、複数の職員で点検しました。（障がい福祉課） ・本課が作成するパンフレットや啓発チラシについて、性別の固定概念のみならず差別的な表現とならないよう、内容や挿絵等に至るまで点検を行いました。（発達支援課） ・ホームページへの掲載及び啓発資料等の作成をした際、人権侵害を想起させる表現となっていないか、内容確認を行いました。（幼児課） ・広報や啓発活動において男女共同参画の視点から不適切な表現となっていないか点検を行いました。（自治振興課） ・コロナ差別に関する啓発ポスター・チラシや人権啓発資料「輝く未来」を作成したときには、性の多様性の観点から文章表現やイラスト等を課内で検討・確認しました。（人権教育課）
年間を通じ、職員研修時配布資料等に、「栗東市男女共同参画都市宣言」や、男女共同参画に関する標語などを掲載します。	職員集合研修等の実施に際し、配布資料に男女共同参画に伴うコメントなどを掲載し、その重要性並びに行政職員としての責務について周知を図りました。
「議会だより」（年４回発行）に人権問題啓発標語を掲載します。	「議会だより」（年４回発行）に人権問題啓発標語を掲載しました。
ホームページでの啓発に取組みます。	ホームページを利用して啓発に取り組んでいます。
新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、新着本コーナー、新着図書案内や図書館ホームページ等で周知し、利用の促進を図ります。	関連図書を収集し、図書館ホームページや新着図書案内などで紹介するなど、利用の促進を図りました。

プラン 51～53頁		施策の 方向	具体的な施策	取り組み内容	主な担当課
基本目標 2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	重点課題 (1)働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進	①男女が対等に働く機会の提供	1 労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。	商工観光労政課(労政担当) ひだまりの家
				○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。	
			2 あらゆる職域における男女共同参画の推進	○あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取り組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。	自治振興課 商工観光労政課(労政担当)
				○市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。	農林課 農業委員会
			3 多様な選択が可能なキャリア教育の推進	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。	学校教育課
		②女性の就業支援	1 女性の職業能力の開発に関する情報提供	○女性の主体的な能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等の情報提供を行います。	商工観光労政課(労政担当) ひだまりの家
			2 女性の起業・創業のための支援	○女性の起業・創業につながるよう、創業支援事業計画に基づき、創業支援事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供に努めます。	商工観光労政課(商工担当)
			3 女性の再就職支援	○出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。	商工観光労政課(労政担当)
		③働きやすい職場環境の整備	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者等に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。	商工観光労政課(労政担当) 自治振興課
				○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取り組みを促進します。	
			2 職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。	商工観光労政課(労政担当)
			3 多様な就業環境整備に向けた事業者への働きかけ	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、多様で柔軟な働き方や雇用の在り方について、事業者に啓発資料等により情報提供を行います。	商工観光労政課(労政担当)

令和２年度 目標と具体的な取組み	令和２年度 進捗状況と実績
・就労支援機関と連携を図り適切な支援につなげるとともに、市広報などを通じた労働相談窓口に関する情報提供を行います。（商工観光労政課）	電話や窓口で労働法制度に関する相談がある場合、滋賀労働局雇用環境・均等室や滋賀県労働相談所など適切な相談窓口への案内したほか、市広報誌へ滋賀労働局相談窓口についての記事掲載や滋賀県労働委員会開催「月例労働相談」のチラシの窓口設置を行うなど、情報提供を行いました。
・面接を中心とした就労相談を行うと共に求人情報の提供を行い、関係機関との連携を図ります。（ひだまりの家）	関係機関との連携を図る中、ハローワークをはじめとする就労支援機関から提供される情報を希望する対象者に提供し、就労困難者個々の状況に応じた就労支援を行いました。
・企業訪問等の機会を活用した情報発信に努めます。（自治振興課） ・企業訪問や研修参加などを通じて、市内企業や県内における先進的な取り組みの動向の把握および情報発信に努めます。（商工観光労政課）	・コロナ禍において、企業訪問が中止になる中、男女共同参画に関するチラシを７月と１月に作成し、コロナ禍で活躍する世界の女性リーダーやジェンダーギャップ指数、コロナ禍における女性の負の影響などの情報を各事業所に配布しました。（自治振興課） ・訪問時（今年度は郵送にて実施）に、男女共同参画推進に関するものを含む企業の取り組み事例をまとめたパンフレット「企業の社会的責任と人権」の情報提供を行いました。（商工観光労政課）
・農業者の活動情報を機関紙やフェイスブック等で発信します。（農林課） ・湖国女性農業・推進委員協議会への出席、県内女性委員との交流や連携、情報交換などを通じ、女性委員の活動促進に努めます。（農業委員会）	・女性農業者の活躍を広報紙にて情報発信し、女性農業者の活動向上に寄与することができました。（農林課） ・湖国女性農業・推進委員協議会への参加（R2/6/30、8/28）、彦根市女性農業委員との交流会の実施（R2/12/3）、女性農業委員等による料理教室開催と情報交換等の場作り（R2/12/12）、また、湖南4市の女性農業委員等の交流会（R3/1/14）による情報交換などを通じ、女性委員の活動促進に努めました。（農業委員会事務局）
性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。	多様な進路選択ができるように情報提供を行い、一人一人の思いを大切にした進路指導を行っています。
・勤労者福祉推進事業を通じた教養講座の提供や関係機関が主催する技能取得教育訓練のパンフレットを設置するなど情報提供を行います。（商工観光労政課） ・ハローワークをはじめ就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。（ひだまりの家）	・母子家庭の母等を対象とした関係機関が開催する講座等のチラシを窓口を設置し、情報提供を行いました。（商工観光労政課） ・ハローワーク等就労支援機関が実施する講座等の情報を、就職困難者個々の特性に合わせて情報提供を行いました。また、それぞれの機関で実施する講座案内をひだまりの家の玄関特設ステージに掲載し、情報の周知を図りました。（ひだまりの家）
りっとう創業塾を継続して開催するなかで、女性の起業・創成に向けた学習機会の創出に取り組みます。	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度のりっとう創業塾は中止となりました。
出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした関係機関主催の能力開発に関する各種講座のパンフレットを庁舎内に設置するなど、情報提供に努めます。	関係機関が開催する職業訓練のチラシを窓口を設置し、情報提供を行いました。また、出産・育児、介護等で退職し、再就職を目指す方を対象とした講座「女性の再チャレンジ支援コース」等のチラシや関係機関の実施する「オンライン相談会」のチラシを窓口を設置し、情報提供を行いました。
企業訪問や研修会を通じて、情報提供や学習機会の場の提供を行います。（商工観光労政課）	「働く女性のためのキャリアアップセミナー」のリーフレットを窓口を設置し、情報提供を行いました。（商工観光労政課）
・企業訪問等の機会を活用した啓発を行い、事業者へ周知を図ります。（自治振興課）	・コロナ禍において、企業訪問が中止になる中、男女共同参画に関するチラシを７月と１月に作成し、コロナ禍で活躍する世界の女性リーダーやジェンダーギャップ指数、コロナ禍における女性の負の影響などの情報を各事業所に配布しました。（自治振興課）
事業所へパンフレットの配布等を行い、職場における妊娠・出産・子育てへの理解促進を図ります。	妊娠・出産・育児休業など職場におけるハラスメント防止対策の強化に関する冊子「労働施策総合推進法の改正について」を事業所に送付し、事業主の義務化となったハラスメント防止措置について周知を行いました。また、マタニティハラスメントを含む啓発用DVDの貸し出しを行い、職場における理解の促進を図りました。
ワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットの配布などを行い、職場環境の改善につなげます。	女性の多様な働き方に関するセミナー「在宅ワーク入門セミナー」のチラシを窓口を設置し、参加を促し啓発を図りました。また、企業訪問時（今年度は郵送にて実施）に、ワークライフバランスをはじめとする企業の取り組み事例をまとめたパンフレット「企業の社会的責任と人権」の情報提供を行いました。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 54～58頁		施策の 方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
基本目標 2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	重点課題（2） 家庭・地域における男女共同参画の推進	① 男女共同参画による地域づくりの推進	1 地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○地域における男女共同参画に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促し、情報交換や活動を促進します。 また、それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。	自治振興課
			2 地域における男女共同参画の視点をもった子どもの育成	○様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、自然体験や研修の機会を提供し、男女共同参画の視点を持った地域を担うリーダーの育成を図ります。	生涯学習課
			3 地域における意識づくりの場の充実	○自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 また実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取り組みます。	人権教育課
			4 防災対策等における男女共同参画の推進	○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を図り、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に努めます。	危機管理課
				○自主防災組織等における女性の参画の促進等、防災対策において男女共同参画の推進に努めます。	
			5 男女のニーズの違いに配慮した防災知識等の普及	○男女のニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。	危機管理課
	重点課題（2） 家庭・地域における男女共同参画の推進	② 男女共同参画を推進するリーダーの育成・活用	1 男女共同参画の推進における活動のリーダーとなる人材の育成・活用	○行政や地域団体、ボランティア、N P O 団体等あらゆる分野における男女共同参画のリーダーを育成するため、情報共有や課題解決のための研修会等の情報提供を行い、参加を促します。	全課 （自治振興課）
				○人材の紹介や交流を行うなど情報提供を行い、活動に対する意欲、能力をもつ人材の活用に努めます。	
			2 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の促進	○男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。 ○広域的な地域間交流の促進等、男女共同参画に関する活動を行う団体の交流や連携を支援します。	自治振興課
		③ 困難を抱える人々への支援	1 母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○母子・父子それぞれの家庭の実情に応じた支援を行います。	子育て応援課
			2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○乳幼児健康相談、乳幼児健診等の事業を通じて、細やかな配慮による相談に応じ、必要に応じて家庭訪問を行います。	健康増進課
				○性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、必要な支援へとつなぎます。	健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課
			3 男女共同参画の視点による高齢者・障がい者等の社会参加の促進	○取組みの企画段階における男女共同参画の視点の反映や、老人クラブ等への女性高齢者の参画促進、男性のひとり暮らし高齢者を対象とした料理教室の開催等、男女共同参画の視点に立った高齢者の社会参加を促進します。	長寿福祉課
				○障がいの特性に加え、性別によるニーズに応じたスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を促進します。	障がい福祉課

令和２年度 目標と具体的な取組み	令和２年度 進捗状況と実績
男女共同参画に取り組む市民活動団体に対し、県や他市町にて開催されるセミナーや講座等の情報提供に努めます。 きらめきRitto実行委員会との協働により研修会等の開催に向けた取組みを進めます。	各種セミナーがコロナの影響で開催できない状況になる中、きらめきRitto実行委員会と協働し、市民に向け、男女協働参画社会の実現に向けた啓発チラシを作成中。各自治会に回覧し、啓発を行う予定です。
アドベンチャーキャンプを実施し、青少年間の交流、リーダーシップの養成を行います。(8月18日～20日)	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宿泊から日帰りに変更し、感染症対策を講じながら自然体験活動をおこないました。参加者同士の交流を深めながら男女共同参画の視点を持ったリーダーシップの養成を行いました。(11月8日・11月22日)
地区別懇談会のテーマの一つとして、女性差別ならびに性の多様化についての視点を明示し、市民意識の高揚に努めます。	地区別懇談会については、コロナ禍のため中止としましたが、地域の人権研修として「ジェンダー」に関する出前講座を11月に実施しました。
栗東市防災会議の委員は、防災会議委員定数32名中、女性0名であることから是正に努めます。	防災会議の委員委嘱については、関係機関・団体のあて職であることから、女性委員の委嘱が難しい状況であるが、今後も女性委員を委嘱できるよう取り組みます。
自主防災組織等に対し積極的な女性の参画を促すよう努めます。	自消防連絡協議会のリーダー研修（本年度はコロナ禍により中止）などで自主防災組織内の意思決定を行う場面に女性が参画されるよう啓発します。
男女のニーズの違いに配慮した広報啓発に努めます。	栗東市地域防災計画に記述しているように、男女のニーズの違いに配慮した防災体制の整備に取り組みます。今年度においては、コロナ禍の避難所設営方法を検討する中で、男女のニーズの違いについて配慮した避難所をすすめるマニュアルを策定し、シミュレーションを2度実施しました。
・行政職員をはじめ、人権関係団体などへ研修会等の情報提供を行い、参加を促すことで、男女共同参画に関する人権意識の高揚に努めます。 （人権政策課） ・情報提供の具体的要請があれば、協力して行います。（保険年金課） ・児童生徒と地域住民との交流をすることから、モデルとなる大人を見つけられるように、地域行事等への参加を促します。（学校教育課） ・保護者が集まる機会に、男女共同参画に関する研修会等の情報提供を行い参加を促します。（発達支援課） ・高齢者の福祉の推進に係る研修等を周知し、参加を促します。（長寿福祉課） ・関係する団体・機関の長への研修会等の情報伝達・発信に努めます。（障がい福祉課） ・行政職員や関係団体等を対象とした各種研修会等の情報提供を行い、参加を促します。（人権教育課）	・コロナ禍の影響により、各研修が中止となったため、行政職員をはじめ、人権関係団体などへ研修会等の情報提供を行うことはできませんでしたが、代替えとして、人権に関する啓発資料についての情報提供を行い、人権意識の高揚に努めました。（人権政策課） ・実績はありませんでした。（保険年金課） ・学校での行事や取組を精選して、地域行事への積極的な参加を促しています。(学校教育課) ・今年度は新型コロナウイルス感染症により、研修会等の情報を提供することができませんでした。（発達支援課） ・シニア活躍の一環として開催している栗東100歳大学をはじめ研修会は、新型コロナウイルス感染拡大により、中止となりました。（長寿福祉課） ・障がい者団体、相談支援機関等に対し、情報提供に努めました。（障がい福祉課） ・行政職員や関係団体、市民等を対象とした人権啓発リーダー講座では、「問題の所在はどこか？～L/G/B/T'sの子どもたちの存在が問いかけるもの～」をテーマとした講座を8月に開催し、27名の参加がありました。（人権教育課）
・児童生徒による自治的な活動を支援し、何事にも意欲的に取り組めるリーダー養成に努めます。（学校教育課） ・各園においては、あらゆる機会を通じて男女共同参画のリーダーを育成するため、情報共有、情報提供を行います。（幼児課） ・きらめきRittoの事業を通して地域リーダーとしての育成を目指します。（自治振興課） ・各種研修会等をととして、地域における人権啓発のリーダー育成に努めます。（人権教育課）	・児童生徒による自治的な活動を支援し何事にも意欲的に取り組めるリーダー養成に取り組んでいます。（学校教育課） ・各園において、園だより等を通して、保護者への情報提供、情報共有を行いました。（幼児課） ・きらめきRitto実行委員会の活動として、独自の啓発チラシを作成し各自治会に男女共同参画社会の啓発を行う予定です。（自治振興課） ・行政職員や関係団体、市民等を対象とした人権啓発リーダー講座では、「問題の所在はどこか？～L/G/B/T'sの子どもたちの存在が問いかけるもの～」をテーマとした講座を8月に開催し、27名の参加がありました。（人権教育課）
活動団体へ協力・補助などの支援を行います。	活動3団体へ補助を行い、活動の一助となりました。
母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭個々の実情に応じた的確な支援や情報提供を行います。	母子・父子自立支援員を配置し、関係団体である母子福祉のぞみ会や滋賀県ひとり親家庭福祉推進員との連携を図る中で、支援を行いました。
乳幼児健康相談、乳幼児健診等の事業を通じて相談に応じ、必要に応じて支援を行います。	健康相談、乳幼児健診等の事業を通じて支援を要する人への相談支援を行いました。
・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等の事業を通じて相談に応じるとともに、必要に応じて支援を行います。（健康増進課） ・地域子育て支援センターにおいて保護者のさまざまな相談に応じ、子育て中の不安感や孤立感の解消に努めます。（子育て応援課） ・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。（長寿福祉課） ・家族介護や生活に困難を抱える方から相談を受け、必要な情報の提供、福祉サービス利用支援等を行う委託相談支援事業の適正な運営に努めます。（障がい福祉課） ・生活困窮者自立支援制度などの各種福祉制度の情報を提供し、必要に応じた相談支援を行います。（社会福祉課）	・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診等の事業を通じて支援を要する人への相談支援を行いました。（健康増進課） ・地域子育て支援センターにおいて「子育て講座」を開催し、子育て中の保護者からの各種相談や孤立感の解消を図ることができました。（子育て応援課） ・各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対しても、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、必要な支援へとつないでいます。（長寿福祉課） ・守山・栗東障がい者相談支援センター「みらいく」において、障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス利用の援助、就労に関する相談支援を行いました。（障がい福祉課） ・関係する課等と情報共有する中で、各種福祉制度の情報提供とともに必要に応じた相談や支援を行いました。（社会福祉課）
老人クラブなどで女性の意見が反映できる、栗東100歳大学や健康推進員活動での男性のひとり暮らし高齢者を対象とした料理教室などを通じて、社会参加ができる機会を提供します。	栗東100歳大学は、新型コロナウイルス感染拡大による中止に伴い、料理を学ぶ機会を提供することができませんでしたが、コロナ禍においても人とつながる方法を学ぶ機会として、ZOOM講座を開催しました。老人クラブの活動では、男女ともに対等な立場で、意見交換をしながら事業実施に取り組んでいます。
障がいのある人のスポーツ活動等への参加機会を拡充するため広報等を通じた周知活動に努めます。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県スポーツ大会、レクリエーションスポーツ大会は中止となりましたが、全国大会出場希望者への情報提供については、継続して実施しました。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 57～58頁		施策の 方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
基本 目標 2 男女の 職業と 家庭・ 地域生 活との 両立支 援	重点 課題 (3) 仕事と 生活の 調和(ワ ーク・ ライフ・ バラン ス)の推 進	① 仕事と育 児・介 護等と の両立 のため の支援	1 多様なライフスタイル に対応した保育・子 育て支援サービスの 充実	○子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○相談や健診、講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や乳幼児の一時預かり等、誰もが参加しやすいよう配慮した実施に努めます。	子育て応援課 幼児課 健康増進課
			2 家族の在宅介護の 負担の軽減	○栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発に努めます。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫に努めます。	長寿福祉課 障がい福祉課
			3 育児・介護休業を取 得しやすい環境づくり の推進	○安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、情報提供を行います。	商工観光労政課(労 政担当)
			4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラ ンス)の促進	○ワーク・ライフ・バランスを推進することの事業者にとってのメリットや重要性について、企業訪問時にリーフレットを配布するなど、啓発を行います。 ○市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。	商工観光労政課(労 政担当) 自治振興課
			1 男性の育児参加のため の情報提供	○男性が育児に必要な知識や技術を身につけることができるよう、妊娠届出時に父子手帳の発行を行うなど、様々な機会を通じて情報提供を行います。	健康増進課
	② 男性の家事・育 児・介 護等への 参加促進		2 男性にとっての男女 共同参画の意識の 向上	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育、学習事業を通じて啓発を行います。 事業の実施にあたっては、就労する保護者等が参加しやすいよう日時等の工夫を行います。	自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課
			3 男性の働き方の見直 しの働きかけ	○男性の長時間労働等の働き方の見直しや、子育て・学校行事・地域活動・介護等に参加できるような環境づくりを事業者へ働きかけます。	商工観光労政課 (労政担当)

令和２年度 目標と具体的な取組み	令和２年度 進捗状況と実績
・地域子育て支援センターにおいて、子育て支援に係る情報提供を行います。（子育て応援課） ・保護者の様々な働き方に応じた入所しやすい保育環境づくり推進を図ります。（幼児課）	・地域子育て支援センターにおいて「支援センターだより」を毎月発行し、子育てに役立つ様々な情報提供を行いました。（子育て応援課） ・保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの提供を推進しました。（幼児課）
・乳幼児健診は各健診を月２回ずつ開催しており、対象年齢の前後で受診いただけるように配慮を行います。（健康増進課）	乳幼児健診は、本年度は健診の回数を増やすなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、体調等のご相談にも応じながら、受診していただけるよう努めました。（健康増進課）
・窓口や圏域包括支援センターで介護保険制度の意義や仕組みと利用者や家族の役割について説明します。（長寿福祉課）	介護保険制度をはじめ認知症や在宅医療・介護に関する周知・啓発に、市広報・ホームページ・フェイスブック・出前講座など多様な媒体を通じて取り組んでいます。（長寿福祉課） ○介護保険申請時に、窓口や地域包括支援センターで、パンフレット等を利用した家族への制度の説明 ○民間事業所等へ認知症サポーター養成講座の開催 ○認知症ケアパスの刷新 ○生き方カフェの開催、在宅医療・介護連携推進事業の実施
・福祉サービスの利用について広報等情報媒体への掲載のほか、出前講座や相談機関を通じて情報発信に努めます。（障がい福祉課）	福祉制度の周知・啓発を市広報・ホームページで行うほか、窓口では、「障がい福祉のてびき」を用いて説明を行っています。また、今年度は大宝東学区民生委員・児童委員協議会において、２回にわたり障がい福祉制度の啓発を行いました。相談支援を通じて個別ニーズに応じた福祉サービスを提供することで、障がいのある人の日常生活や社会生活の支援を行うとともに、家族の介護負担軽減を図りました。（障がい福祉課）
栗東市育児休業者・介護休業者生活資金貸付制度の周知を図るとともに、育児・介護休業に関するチラシを窓口等に設置し、情報提供を行います。	ホームページに栗東市育児・介護休業者生活資金貸付制度を掲載し、周知を図りました。また、育児・介護離職防止のため、育児・介護休業に関するポスターの掲示や啓発カードを窓口を設置し、情報提供を行いました。
研修会の開催や企業訪問時にワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを配布するなど、働き方改革につながる啓発を行います。	「ワーク・ライフ・バランス推進講演会」のチラシを窓口を設置し、参加を促し啓発を図りました。また、関係機関が開催する「働き方改革相談」のチラシを事業所に送付したほか、過重労働解消のためのセミナーのリーフレットを窓口を設置し啓発を行いました。
ワークライフバラスの推進に向け、ホームページ等を通じて啓発を行います。	広報、ホームページ、電光掲示板にて、ワークライフバランスの啓発を行いました。
妊娠届出時、母子健康手帳交付時に「お父さんになるかたへ」を配布し、お互いに協力しあって育児ができるよう情報提供を行います。また、乳幼児健診等様々な機会を通して情報提供を行います。	妊娠届出時、母子健康手帳交付の際に「お父さんになる方へ」を配布し、お互いに協力しあって育児ができるよう情報提供を行いました。
・男女共同参画に関連したセミナー等を関係団体と協働し開催します。（自治振興課） ・イクボスやワークライフバランスなどの講座や研修会の情報提供を行い、男女共同参画に関する人権意識の高揚に努めます。（人権政策課） ・各種の研修・講座を通して、人権意識の高揚が全ての人の多様な生き方や豊かな人生につながることを啓発します。（人権教育課） ・男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します。（はつらつ教養大学、平和学習、環境講座、子育て講座、まちづくり講座、知って得する講座等）事業実施にあたっては、就労する方が参加しやすいよう日時等の工夫を行います。（生涯学習課）	・きらめきRitto実行委員会との協働により男女共同参画は男性にも優しい社会であることを記載した啓発紙を作成中です。（自治振興課） ・各種研修会の情報提供に努めたが、コロナ禍の影響により、各研修会はほとんどが止む無く中止や少人数での開催に変更となったため、人権関情報誌の周知や担当レベルで研修会へ出席し、人権意識の高揚に努めました。（人権政策課） ・各種の研修・講座を通じて、女性の人権や男女共同参画のテーマに特化した内容はありませんでしたが、LGBT・性的マイノリティについての研修をはじめ、さまざまな人権問題に絡めて幅広く人権意識の高揚に努めました。（人権教育課） ○人権啓発リーダー講座：全９回（参加者256名）・・・単独開催7回（参加者186名）、共同開催2回（参加者70名） ○出前講座・・・「ジェンダー」について（参加者：20名） ○人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい（今年度は開催中止） ○栗東市人権教育研究大会（今年度は開催中止） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催できない講座もありましたが、参加者の人数制限や感染症対策を講じながら、男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施しました。講座等（はつらつ教養大学、平和学習、環境講座、子育て講座、まちづくり講座、知って得する講座）を通して、参加者が性別にとらわれることなく交流することにより、男女共同参画への意識を高めることができました。また一部の講座を土曜日に開催することになり、家族で参加できる機会を提供しました。（生涯学習課）
研修会の開催や啓発パンフレットの配布などを行い、働き方改革や職場環境の改善を促します。	「時間外労働の上限規制の導入について」や「市の子育て支援ガイド（概要版）」を事業所に送付したほか、「働きやすい職場づくりのためのイクボス・イクメン講演会」のチラシを窓口を設置し啓発を行いました。また、ワークライフバランスを含む企業におけるCSR・人権に関する取組事例DVD「企業活動に人権的視点を」の貸し出しを行い、長時間労働の改善や子育て・地域支援への参画を促しました。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 59～60頁		施策の 方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
基本目標 3 あらゆる分野への男女共同参画の推進	重点課題 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進	各種審議会や委員会等への女性の参画促進 ¹	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	全課 (自治振興課)
			事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進 ²	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について働きかけを行います。	全課 (商工観光労政課 労政担当・自治振興課)
	② 庁内における男女共同参画の推進		行政職員の男女共同参画に対する意識の向上 ¹	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意識啓発及び資質の向上に努めます。	全課 (総務課)
			男女共同参画の視点に立った職場づくり ²	○育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による情報提供を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参加に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりに努めます。	総務課
			安心して働くことができる職場づくり ³	○セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、庁内において安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。	総務課
			市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進 ⁴	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。また、意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	全課 (総務課)

令和２年度 目標と具体的な取組み	令和２年度 進捗状況と実績
・総合計画審議会、行政改革懇談会、地方創生懇談会等への新たな委員選出（公募委員を含む）等にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。（元気創造政策課） ・所管する協議会では女性委員が3割である。任期中中で欠員が生じた場合は、女性委員の拡大を優先配慮していきます。（保険年金課） ・各種委員会等への女性委員の比率向上ができるように参画を啓発推進します。（学校教育課） ・教育委員は、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。教育委員の任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数を現状どおり維持します。教育委員４人（うち女性２人）（教育委員会総務課） ・会議の委員については、一方の性別に偏らない選考に努めます。（長寿福祉課） ・男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。（障がい福祉課） ・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるように努めます。（幼児課） ・委員委嘱期間の満了に伴い、委員改選となる栗東市改良住宅運営委員会、並びに、栗東市公営住宅等運営委員会の委員委嘱にあたり、女性委員比率の向上を目指します。（住宅課） ・庁舎内掲示板により、女性比率の向上となるよう呼び掛けます。（自治振興課） ・各種委員会等では、男女双方の意見が反映されるように努めます。（人権教育課）	・総合計画審議会、行政改革懇談会、地方創生懇談会等への新たな委員選出（公募委員を含む）等にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めています。（元気創造政策課） ・令和２年度中の委員の欠員補充や改選は無く、女性委員３割から増減無しです。（保険年金課） ・各種委員会等への女性委員の比率が改善できるように働きかけています。（学校教育課） ・教育委員会委員は、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。教育委員会委員の任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数を現状どおり維持できました。教育委員会委員４人(うち女性２人)（教育総務課） ・会議の委員については、一方の性別に偏らない選考に努めています。（長寿福祉課） ○ 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（男５名、女７名） ○ 認定審査会（男１２名、女１２名） ○ 高齢者保健福祉推進協議会（男６名、女５名） ・委員等の選出においては、団体からの推薦や役職での委員選出を受けて委嘱を行っています。今年度、第３期栗東市障がい者基本計画・第６期栗東市障がい福祉計画策定委員会を設置し計画の見直しを行っています。委員構成は、女性１２名、男性９名です。（障がい福祉課） ・各種委員会等に男女双方の意見が反映されるようにしました。（幼児課） ・栗東市公営住宅等運営委員会、栗東市改良住宅運営委員会の委員改選、並びに栗東市住生活基本計画策定委員会の設置にあたり、目標には達成しなかったものの総数として委員２３名のうち６名に女性委員を委嘱しました。（住宅課） ・庁舎内掲示板を有効利用し、女性比率の向上となるよう呼び掛けました。（自治振興課） ・同和教育推進委員会等では、男女関係なく各委員の意見を尊重しながら協議し、今後の事業に反映されるよう努めました。（人権教育課）
・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率向上を啓発します。（学校教育課） ・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行い、女性参画を促します。（商工観光労政課） ・事業所や団体、自治会等で女性が意見を出しやすく、また反映するよう働きかけます。（長寿福祉課） ・関係団体・事業者に対して、情報の伝達・発信に努めます。（障がい福祉課） ・各保育園、幼稚園、幼児園に対し、各園における各種委員会への男女双方の意見が反映されるよう働きかけます。（幼児課） ・自治会長の交代時、女性の参画促進となるよう自治会に呼び掛けます。（自治振興課） ・関係団体等には、各種委員会等では男女双方の意見が反映されるように呼び掛けを行います。（人権教育課）	・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率が改善できるように働きかけています。（学校教育課） ・企業訪問時（今年度は郵送にて実施）に、男女共同参画推進に関するものを含む企業の取り組み事例をまとめたパンフレット「企業の社会的責任と人権」等の情報提供を行いました。（商工観光労政課） ・事業所や団体、自治会等へ出前トークなど啓発事業の場で、意見が反映できるような声掛けをしていますが、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響から、実際に地域に出かける機会が少ない状況です。（長寿福祉課） ・障がい福祉関係の活動団体においては、団体長の女性の比率は過半数を占めています。（補助団体７団体中、５団体）また、その他の活動団体（保護者会・家族会等）においても、大多数の団体の長は女性です。（障がい福祉課） ・各園に対し、男女双方の意見が反映されるよう啓発・推進しました。（幼児課） ・各自治会と業務の中で、自治会の役員交代時などには、女性の参画を意識して対応を図りました。（自治振興課） ・人権・同和教育推進協議会等の関係団体の会議等では、男女双方の意見を尊重しながら協議し、今後の活動に反映されるよう努めました。（人権教育課）
・県等が開催する様々な人権問題に関する講座や研修の情報提供を行い、職員を派遣することで、男女共同参画の認識も含めた人権意識の高揚を促します。（人権政策課） ・職場研修において意識啓発に取り組みます。（保険年金課） ・職員の意識向上のための研修には積極的に参加するよう促します。（学校教育課） ・研修は、何を学ぶか目標をもって臨みます。（長寿福祉課） ・常会等で話題として取り上げ、意識啓発に努めます。（障がい福祉課） ・職員の意識向上のため研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めます。（幼児課） ・庁舎内職員研修の実施で意識の向上を図ります。（自治振興課） ・外部機関主催の専門研修への計画的な派遣や職場研修においての取り組みを推進し、職員の意識の向上に取り組みます。（総務課） ・職場研修を通して男女共同参画に対する意識の向上を図るとともに、県市等で開催される研修会に可能な限り参加し研鑽に努めます。（監査事務局） ・人権啓発リーダー講座等を通して、職員の人権意識の高揚に務めます。（人権教育課）	・各種研修会の情報提供に努めたが、コロナ禍の影響により、各研修会はほとんどが止む無く中止や少人数での開催に変更となったため、人権関情報誌の周知や担当レベルで研修会へ出席し、人権意識の高揚に努めました。（人権政策課） ・職場研修を実施する際に、意識啓発に取り組みました（保険年金課） ・各種研修会の案内等を各小中学校へ送付し、職員の意識向上を図っています。(学校教育課) ・研修等目標をもって積極的に参加するよう促しています。コロナ禍において、研修の機会が減っています。（長寿福祉課） ・障がい福祉課は、男性５名、女性９名の職場です。定期的に常会を開催し、その中で、“障がいの有無に関係なく” “男女関係なく”等の話題提供をしています。また、人権通信や厚生福祉の該当記事等を定期的に課内回覧し、意識向上に努めています。（障がい福祉課） ・職員の意識向上のため研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めました。（幼児課） ・庁舎内職場研修で、あらゆる機会を通じて男女共同参画社会の意識啓発の向上を呼び掛けました。（自治振興課） ・外部機関の行う専門研修へ職員を派遣するなどし、意識並びに資質向上に資する機会の提供に努めました。また、職員集合研修や職場研修において人権・同和问题研修を実施する中で男女共同参画に対する意識向上に向けて取り組みました。（総務部総務課） ・男女共同参画に対する意識の向上のため、職場研修の実施や自己研鑽に努めました。（監査委員事務局） ・人権啓発リーダー講座では、性の多様性や部落差別問題、インターネット上での差別等、様々なテーマを設定して全９回開催し、職員の人権意識の高揚に努めました。人権啓発リーダー講座：全９回（参加者２５６名）（人権教育課）
第４期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画 改正版」（計画期間R2-R6)に基づき進めます。	男性職員の育児休業積極取得に向け、情報提供を始め取得しやすい職場環境の構築にも働きかけを行いました。令和２年度において現在までの間、男性職員１名が取得しました。なお、平成30年度に取得した職員が引き続き制度利用（育児部分休業）を行っています。
「栗東市職員のハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、委員および相談員を選任するとともに、所属長の責務として職場におけるハラスメントの未然防止に取り組みます。	ハラスメント全般に対処する苦情処理委員会を設置することと併せ、苦情相談窓口を設置するなどし、情報収集にも努めながら、ハラスメント未然防止に取り組みました。
・能力開発等研修への自発的・積極的な参加を促す職場環境をつくります。（保険年金課） ・職能開発を進め、管理職への登用を進められるように働きかけを行います。（学校教育課） ・研修会等に参画し、能力向上の機会を促すとともに管理職への登用について働きかけます。（長寿福祉課） ・研修会等に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。（障がい福祉課） ・職員の意識向上のため研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めます。（幼児課） ・女性の参画を拡大する効果的な施策の一つである「ポジティブ・アクション」を推進するとともに、第４期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画 改正版」（計画期間R2-R6）においての女性活躍推進法に基づく関連事項に取り組みます。（総務課）	・事務調整により互いに研修に参加しやすい環境づくりができました。（保険年金課） ・管理職への興味関心を高め、性別にかかわらず管理職試験を受けることを積極的に勧奨しています。（学校教育課） ・研修会等に参画し、能力向上の機会を促しています。コロナ禍において、研修の機会が減っています。（長寿福祉課） ・職階や職種、担当業務に応じたスキルアップ研修の参加にあたり、積極的に受講できる職場環境づくりに努めています。（障がい福祉課） ・職員の意識向上のため研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めました。（幼児課） ・栗東市特定事業主行動計画に定める「女性活躍推進法に基づく関連事項」において、令和６年度における管理職に占める女性職員の割合を33.4%とすることを目標に取り組みを進めているところですが、令和２年４月１日時点の実績は31.82%（-1.58%）との結果となりました。（総務部総務課）

「まちづくり女と男の共同参画プラン（第 5 版）」において設定する目標値				2020実績		（まとめ）	
基本 目標	重点 課題	項 目	データの出典	単位	令和元年 実績値(確定値)	令和 2 年 実績値(12月末現在)	
1 男女の 人権の 尊重と 意識づ くり	（１） 男女共 同参画 の視点 に立つ た保育 ・教育 ・学習 の推進	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	「第五次栗東市総合計画」後期基本計画策定のための市民アンケート調査	%	51.9 ※3	51.9 ※3	
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	55.2 ※7	55.2 ※7	
		男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	62.4	62.4	
		市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	6.7	6.7	
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	42.8	42.8	
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100	100	
		男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	123	13	
		じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	2 13	実施できず。	
		人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	624 ※ 1	276	
		社会教育事業（男女共同参画に関わる）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	81	38	
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100	100	
		多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	932※ 2	13※ 2	
2 男女の 職業と 家庭・ 地域生 活	（１） 働く 男女共 同参画 の保障 と働く 場	ＤＶを経験したことがある女性の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	5.2	5.2	
		セクハラを経験したことがある女性の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	5.7	5.7	
		職場の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	20.4	20.4	
		栗東市における女性（25～44歳）の就業率	国勢調査	%	62.3 ※4	62.3 ※4	
		管理的職業従事者に占める女性の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	12	12	
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	87.2	87.2	
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	8 ※5	8 ※5	
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	16	12	

基本 目標	重点 課題	項 目	データの出典	単位	令和元年 実績値(確定値)	令和2年 実績値(12月末現在)
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	（2） 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	10.3	10.3
		家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	34.9	34.9
		地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	34.2	34.2
		障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	772	14
		地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,822	0 * 地区別懇談会を中止したため
	（3） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	45.8	45.8
		介護を支援する制度がある事業所の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	75.5	75.5
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」に関連した取り組みを実施している事業所の割合 94.7%	「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」に関連した取り組みを実施している事業所の割合 94.7%
		男性の育児休業の取得状況	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	3.8	3.8
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	栗東市子ども・子育て支援ニーズ調査	%	42.6 ※3	5年に一度の調査。次回は令和5年度に実施予定。
		地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	4	3
		保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	60 ※6	55 ※6
		延長保育をしている保育所数	幼児課調べ	園	13	15
		法人立保育園数（移管件数を含む）	幼児課調べ	園	14	16
	介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	482	15	
3 あらゆる分野への男女共同参画の推進	（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	11.3	11.3
		審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	34.4	34.2
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	44.8	43.1
		自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	12.1	11.3
		農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	1
		市男性職員の育児休業取得者数	総務課調べ	人	1	1

※1 じんけんセミナー共催分の参加者を含む

※2 栗東ロテリア推進事業分の参加者を含む

※3 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※4 把握できる直近の数値として、実績値においては平成27年のもの

※5 創業支援等事業による支援実績創業者のうち、女性の人数

※6 4月1日時点

※7 前回、前々回と基準を合わせるため、（その他）（不明・無回答）を除いた割合

【参考】施策体系（プラン44ページ）

基本 目標	重点課題	施策の方向
1 男女の人権の尊重と意識づくり	（１）男女共同参画の視点に立った 保育・教育、学習の推進	① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、 学習の推進
		② 家庭、地域社会における教育、学習の推進
		③ 性の尊重と健康についての意識の醸成
		④ 国際的な取組みとの協調
	（２）男女間のあらゆる暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス（DV）等に対する支 援体制の整備
		② メディアにおける暴力の防止
2 男女の職業と家庭・ 地域生活との両立支援	（１）働く権利の保障と働く場にお ける男女共同参画の推進	① 男女が対等に働く機会の提供
		② 女性の就業支援
		③ 働きやすい職場環境の整備
	（２）家庭・地域における男女共同 参画の推進	① 男女共同参画による地域づくりの推進
		② 男女共同参画を推進するリーダーの育成・活用
		③ 困難を抱える人々への支援
3 あつめる分野への 男女共同参画の推進	（１）政策・方針決定過程への女性 の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進
		② 庁内における男女共同参画の推進

—